平成２１年（フ）第１７９６号
神戸市中央区楠町７－５－２神戸大学医学部付属病院内、住民票上の住所神戸市兵庫区塚本通３丁目３番23―204号
債務者　岩瀬　恭一
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２０号
愛知県瀬戸市宝ケ丘町47番地　プチメゾン宝ケ丘101号、住民票上の住所愛知県瀬戸市八幡台９丁目81番地
債務者　花木　敬子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８８９号
大阪市北区中津４丁目７番３号ビリーヴ新梅田802号
債務者　川合　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５９号
大阪府枚方市藤阪西町２番４―504号
債務者　村井　　彰
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５０号
大阪市淀川区新北野１丁目12―10―303、住民票上の住所神戸市北区鈴蘭台西町３丁目12番36―309号
債務者　有田　佳那
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８６号
大阪府池田市上池田２丁目４番10号
債務者　山崎酒店こと　山﨑　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３０号
大阪市淀川区西中島７丁目８番12―403号
債務者　笹井　照代
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８９号
大阪市西区千代崎１丁目16番８号　カルムイン西長堀　管理人室
債務者　溝脇　和子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０６３号
大阪府茨木市蔵垣内３丁目７番28号
債務者　浩栄建装こと　沖田　浩一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１２号
大阪市旭区大宮４丁目13番１―103号
債務者　鶴羽　庄二
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５８号
大阪府池田市神田１丁目７番17号、申立時住所大阪府池田市畑３丁目３番13号
債務者　源川スマ子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２１号
大阪府四條畷市蔀屋本町７番22号
債務者　西木　健作
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７８号
大阪府門真市東田町11番24号
債務者　山下恵理子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５８号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ８―301号
債務者　水迫百合子（旧姓切通）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　大阪自彊館　三徳寮
債務者　岩永由紀男
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９１号
山口県防府市華園町９番15号
債務者　若崎　成行
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
山口県防府市華園町９番15号
債務者　若崎　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　山口地方裁判所民事部破産係